

## 別表第9の5(第17条の2関係)

第一種公衆電話機台数削減に係る区分別費用明細表

第一種適格電気通信事業者名

年度分

(単位 円)

対象区分		対象役務	地域名		合計		
			金額	件数	平均費用	金額	
公衆電話機端末及びこれの附属設備撤去費用	端末設備撤去費用		施行規則第14条第2号イに係るもの				
			施行規則第14条第2号ロに係るもの				
	公衆電話ボックス等撤去費用	特殊工事を含まない場合	施行規則第14条第2号イに係るもの				
			施行規則第14条第2号ロに係るもの				
	キャビネット等撤去費用	特殊工事を含む場合	施行規則第14条第2号イに係るもの				
			施行規則第14条第2号ロに係るもの				
	メタルケーブル撤去費用		施行規則第14条第2号イに係るもの				
			施行規則第14条第2号ロに係るもの				
	廃棄物処理費用		施行規則第14条第2号イに係るもの				
			施行規則第14条第2号ロに係るもの				
その他撤去に係る費用			施行規則第14条第2号イに係るもの				
			施行規則第14条第2号ロに係るもの				
除去損	公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもの		施行規則第14条第2号イに係るもの				
			施行規則第14条第2号ロに係るもの				
	メタルケーブルに係るもの		施行規則第14条第2号イに係るもの				
			施行規則第14条第2号ロに係るもの				

管理共通費	施行規則第14条第2号イに係るもの				
	施行規則第14条第2号ロに係るもの				
合計	施行規則第14条第2号イに係るもの				
	施行規則第14条第2号ロに係るもの				
合 計					
備 考					

注1 地域とは、全国を北海道、東北、関東、信越、北陸、東海、近畿、中国・四国及び九州・沖縄に分けたものをいう。なお、北海道には、北海道を、東北には、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県を、関東には、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県を、信越には、新潟県及び長野県を、北陸には、富山県、石川県及び福井県を、東海には、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県を、近畿には、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県を、中国・四国には、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県を、九州・沖縄には、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県を含める。

- 2 「地域名」と記載されている箇所には、当該第一種適格電気通信事業者が第一種公衆電話機台数削減を行った地域を記載し、記載する地域の数に応じ、適宜欄を増やすこと。
- 3 公衆電話ボックス等とは、公衆電話ボックス本体、基礎台及びこれらの附属設備をいう。
- 4 特殊工事とは、タイル、れんが又はブロックの工事その他公衆電話ボックスの撤去に通常要しない工事をいう。
- 5 キャビネット等とは、キャビネット、スタンド及びこれらの附属設備をいう。地域名ごとの「平均費用」の欄は、当該対象役務の金額を件数で除したものを記載すること。
- 6 「備考」の項目には、当該年度の施行規則第14条第2号イ及びロに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率をそれぞれ記載し、前年度以前に撤去した端末設備を設置していた公衆電話ボックス等を当該年度に撤去した場合はその台数を記載すること。